

オホーツクシンボルマーク使用マニュアル

シンボルマーク使用マニュアルの趣旨

この使用マニュアルは、オホーツクのシンボルマーク（ロゴ・キャラクター、オホーツクブルー、オホーツク・ロゴマーク）が適正なルールで表現されることにより、より効果的に地域のイメージアップが図られることと、無秩序な使われ方によって地域のイメージを損なうことがないように作成した基本的な決まりです。印刷物などに基本色を使用する際には、必ずこのマニュアルをデザイナーや印刷業者などに示して、正しく使用されるようにしてください。

オホーツクシンボルマークは「オホーツク産の商品であること」や「オホーツク総合振興局（旧網走支庁）が認証した商品・事業者であること」を示すものでありません。

シンボルマーク制定の趣旨

【ロゴ・キャラクター制定の趣旨】

“オホーツク”と聞けば・・・行ってみたい！住んでみたい！“オホーツク”とつけば・・・買ってみたい！食べてみたい！“オホーツク”に暮らしていることを自慢したい！そんな風に、多くの皆さんに感じていただけるように、“オホーツク”のイメージアップに取り組み、全道、そして全国にこの地域の素晴らしさを知っていただくことを目的に、“天力てんりき・地力ちりき・人力じんりき”の“オホーツクカリよく”を表すキャラクターと、澄み渡る空とオホーツク海の“オホーツクブルー”を表すロゴを制定しました。地域の皆さんに広く親しまれ、未長く愛されるキャラクターになることを願っています。



【オホーツクブルー制定の趣旨】

皆さんは“オホーツクブルー”という言葉を目にしたことがありますか？オホーツク総合振興局管内（以下、「オホーツク地域」と称する）では、澄み渡った青空、オホーツク海の青、流水の青、北方民族衣装の青など・・・オホーツク地域の雄大な自然や歴史などを象徴して、その色を“オホーツクブルー”という言葉で表現しています。オホーツク・シンボル委員会では、歴史・芸術・自然現象など様々な観点から、“最もスタンダードなオホーツクブルー”を創る試みとして、これまで3回に渡り検討を重ねてきました。その結果、10のストーリーを含んだブルーを混ぜ合わせた“オホーツクブルー”が出来上がりました。この色が、皆さんにオホーツク地域のエリアカラーとして未長く愛されることを願っています。

オホーツクブルー

【オホーツク・ロゴマーク制定の趣旨】

オホーツク・ロゴマークは、オホーツク・エリア・アイデンティティ（オホーツクAI）事業の一環として、オホーツクを広くPRし、オホーツクのイメージアップを図ることなどを目的として作成されたものです。



使用基準

このシンボルマークはオホーツク地域にお住まいの方や市町村、関連する企業など誰もが無料で使用できることを原則としています。次の各事項に留意して、積極的に活用してください。

シンボルマークに関する一切の権限は、北海道に属しており、使用者が当該ロゴ及びキャラクターを自己のものとして商標又は意匠として使用（登録）することはできません。シンボルマークは、可能な限り、マニュアルの「清刷」の各パターンのいずれかを使用されるようお願いいたします。

次の場合は、シンボルマークを使用することができません。

特定の政治活動や宗教活動に關すると認められる場合

公序良俗に反すると認められる場合

オホーツク地域のイメージを著しく損なうなど、不適當と認められる場合

シンボルマークの使用趣旨及びこのマニュアルに反すると認められる場合

不適當な使用が確認された場合は、期間を定めてその使用者に対して改善を促し、期間内に改善されない場合は、不適當な使用例として公表し、シンボルマークの使用停止又はシンボルマークの使用に係る商品の回収を求めることがあります。この場合、使用停止による損害及び逸失利益について北海道は一切の責任を負いません。また商品の回収費用は、使用者の負担とします。

シンボルマークを使用した場合には、使用後別紙様式により報告してください。使用状況の報告に要する費用は使用者の負担とします。

シンボルマークの使用にあたって生じた損害及びトラブルに関して、北海道は一切の責任を負いません。

お問い合わせ先・報告先

北海道オホーツク総合振興局 地域創生部 地域政策課

〒093-8585 北海道網走市北7条西3丁目

電話 0152-41-0620

FAX 0152-44-7261

メール okhotsk.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp